

National Association of Crime Victims and Surviving Families
NAVS

ニュースレター

号外 2004.8.1

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773
FAX: 03-5319-1774

「犯罪被害者のための総合的施策のあり方に関する提言」(自由民主党) が 出されました

犯罪被害者の権利を確立するための署名は、全部で557,215人分集まりました。昨年7月9日に390,063人分、今年6月15日に167,152人分を野沢太三法務大臣に提出しました。

昨年7月8日、当会の幹事が小泉純一郎内閣総理大臣に面会して、署名要望の実現についてお願いしたところ、総理は被害者のおかれた現状に驚かれ、「早速政府と党で検討する」と約束してくださり、党首討論、国会の所信表明演説でも、犯罪被害者の人権を守る施策をとることを言明してくださったことは、ニュースレター15、16号に掲載したとおりです。

また、ニュースレター18号で報告しましたとおり、自由民主党は、上川陽子衆議院議員が責任者となって犯罪被害者問題に関する検討を始め、本年2月から14回にわたって、熱心な討議が行われ、私や当会の幹事も出席して意見を述べてきました。

その結果「犯罪被害者のための総合的施策のあり方に関する提言」を纏められ、保岡興治司法制度調査会会長、塩崎恭久基本法制小委員会委員長、上川陽子副委員長が、6月15日杉浦正健内閣官房副長官に提言を提出し、翌16日には小泉総理に対して直接その実現を要望されました。

両日とも私達当会の代表も同席しました。

提言は非常に立派なもので、被害者の尊厳を認めてこなかったことを反省し、被害者の権利を尊重し、訴訟にも参加させなければならないことが明記されているほか、経済的、精神的に被害者を支援することは国の責務とする犯罪被害者基本法を早急に策定して、必要な施策を講じなければならないとしています。細かい点は別として私たちの主張がほぼ全面的に認められておりますので、臨時ニュースとして送りますので、是非ご覧ください。

他方法務省は、「犯罪被害者のための施策を研究する会」を立ち上げて、犯罪被害者の権利について具体的な検討を開始しています。

署名の効果は、こういう形で現れてきました。

寒いとき、暑いときに署名にご協力くださった会員やボランティアの方々、長年物心両面にわたって私達を支えてくださった「犯罪被害者の会を支援するフォーラム」の皆様をはじめとする多くの方々に厚くお礼申し上げます。

立派な提言が出たとはいえ、これを立法化し、具体化してゆく過程では、既存の制度や法文化との衝突をきたす様々な困難が予想され、従来にもまして活動を続けなければならないと考えています。

凶悪犯罪は相変わらず増え続けています。被害者が安心して生活できる社会をつくるため、今後ともよろしくご支援をお願い申し上げます。

署名活動はこれで終わりましたが、現在は全国自治体の議会から、地方自治法99条による意見書を内閣総理大臣、衆参両院議長、法務大臣その他の関係大臣に提出する運動を行っています。

時節柄、充分ご健康にご留意くださいますよう、お願い申し上げます。

平成16年6月28日

全国犯罪被害者の会 (あすの会)
代表幹事 岡 村 勲

平成16年6月15日

犯罪被害者のための総合的施策のあり方に関する提言
(経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小委員会)

自由民主党政務調査会
司法制度調査会

はじめに

自由民主党政務調査会・司法制度調査会・経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小委員会では、本年2月から14回にわたって「犯罪被害者のための総合的施策のあり方」について精力的に検討を進めてきた。わが党は、これまでも犯罪被害者のための施策について強い関心を寄せてきたところであるが、昨年、小泉総理が、犯罪被害者及びその家族（以下、あわせて「犯罪被害者」という。）の悲痛な声を受け、「生命の尊さ」を見つめ直して犯罪被害者のための施策の検討を進めるよう指示したことをきっかけに、小委員会において論議を重ねてきた。

小委員会では、犯罪被害者や被害者支援団体からヒアリングを実施するだけでなく、委員会の開催に当たっては、犯罪被害者や被害者支援団体の参加を得、犯罪被害者の目線で検討を進めた。その結果、犯罪被害者が一日も早く被害から回復し、安心して社会生活を送れるよう、これまでの支援の立ち遅れを取り戻し、犯罪被害者のための総合的な施策を実現することが政治の責任であるとの認識で一致した。

こうした認識のもと、犯罪被害者に対する施策を総合的かつ迅速に実施していくためには、①一日も早く基本法を制定し、犯罪被害者の権利を守り、支援する原則を明らかにした上、犯罪被害者のための施策の理念、総合的施策、施策を実施・推進していくための体制を含むグランドデザインを明らかにすること、②基本法にのっとり、総合的施策の全体像を盛り込んだ基本計画を作成すること、さらに③基本計画に従ってさまざまな施策を、期限を定めて着実に実行していくこと、が必要である。

私たちは、直ちに基本法の制定に向けた取り組みに着手するとともに、小委員会において、これまで提出された要望（課題）について引き続き施策の具体的な内容を検討するものである。

国は、本提言に述べる犯罪被害者のための施策の基本的な考え方にに基づき、現行法制のもとで実施できるものについては、予算の確保、運用上の工夫を行うことにより、迅速に実現していくべきである。さらに、政府は、法律改正などの措置が必要な施策については、わが党主導のもと、実現のための基本計画を策定し、期限を定めて着実に施策を実現していくべきである。

第1 犯罪被害者を取り巻く現状

近年、オウム真理教関係者による地下鉄サリン事件や大阪池田小学校児童殺傷事件など、何の落ち度もない者が突然生命を奪われ、あるいは身体を傷つけられるという事件が多く見られるようになってきた。犯罪被害が多発し、国民の誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている中で、犯罪に巻き込まれた被害者の心身および社会的・経済的損失はきわめて大きいにもかかわらず、十分な支援を受けられないまま、犯罪被害者が立ち直れず社会から孤立している状況が見受けられる。

わが国における犯罪被害者のための施策の充実については、これまでも世間の耳目を引く事件の発生のつど要望としてあげられ、近いものでは平成12年に犯罪被害者保護二法が成立し、平成13年には犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が大きく改正されるなど、一定の前進が見られた。しかし、これらの施策は個別的なものにとどまり、犯罪被害者が望む継ぎ目のない支援や刑事手続上の地位の確立などを含む総合的施策の実現はいまだ達成されていない状況にあり、次のような問題が顕在化している。

- ① 刑事司法においては、犯罪被害者は被害を受けた当事者として明確な位置づけがなされていないため、被害直後から捜査・裁判の一連の刑事手続過程で、犯罪被害者による真実を知りたい、真実を知って欲しいとの基本的要望すら十分に満たされておらず、司法への不信が根強く見られる。
- ② 犯罪被害者が犯罪のダメージから立ち直るための支援（以下、「犯罪被害者への支援」、「支援」という。）は、犯罪被害発生後間もないほど効果的とされるが、地域や犯罪の種類等により支援体制に差があるため、実際には、支援の手が差しのべられることなく長期間にわたって放置される悲惨なケースが見られる。たとえ、現在行われている被害者支援を受けることができたとしても、これは主として刑事裁判が終わるまでであって、犯罪被害者は、その後の悲しみや喪失感を癒すすべもなく放置されている。
- ③ 支援のための一元的な体制が整備されていないため犯罪被害者への支援をめぐる被害回復の過程で被害者支援を担当する機関や担い手が入れ替わり、縦割りの弊害や相互連携のまずさから、被害者が誰に支援を頼んだらよいのか混乱することも多い。
- ④ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が改正されても、被害者に対する給付金の支給は十分と言いきれないばかりか、住居の確保、医療や年金の手当てなど日常生活を送るための支援も必ずしも十分ではなく、犯罪による精神的なダメージを治療する専門家の数も決して多くはない。
- ⑤ 犯罪被害者に接する関係者は、捜査関係者、医療関係者、学校関係者、行政の担当者、報道関係者など様々で、犯罪被害者に対する配慮が必ずしも十分ではない場合も多く、犯罪被害者に二次被害が発生し、被害のダメージからの回復がさらに遅れるケースが少なくない。

第2 犯罪被害者のための施策についての基本的な考え方

1 なぜ国による犯罪被害者のための施策が必要か

国は国民に安心して安全な社会生活を提供する責務を負っている。しかし、通り魔的な事件の発生を防ぎきれず、しかも何の落ち度もない国民に被害が生じてしまった事実は、国がその責務を十分果たしていないことを示しているともいえる。

もちろん被害者を傷つけたことについて、本来責任を負うべきは加害者である。したがって、犯罪被害者は、加害者に対する損害賠償請求を行い、これによって民事的な被害の補填・補償を受ける権利を有している。しかし、加害者に十分な資力がないため、民事手続による被害の補填・補償が実効的に機能しない結果、犯罪被害者が泣き寝入りしている場合も少なくない。

こうした犯罪被害者の被害が補填・補償されない状態が放置されると、法秩序全体に対する国民の信頼が損なわれることにもつながりかねない。そこで、このような場合には、社会秩序や公益の維持のため、国による犯罪被害者のための施策が実施されなければならない。

また、国が加害者を適正に処罰するためには、捜査・公判への犯罪被害者の協力が欠かせない。しかしながら、これまで長年にわたって、このような犯罪被害者の刑事手続での協力の面ばかりが強調され続け、犯罪被害を受けた当事者に、尊厳ある主体としての十分な配慮がなされてこなかったことは否定できない。このような状態が続くと、犯罪被害者が捜査・公判手続に協力しなくなり、刑事手続や国家に対する信頼を喪失し、国民が安心して生活できる社会を維持できなくなる恐れがある。

さらに、加害者は、釈放後、社会復帰できるよう国によって助けられるのに対し、犯罪被害者は、裁判後、加害者が刑務所で本当に反省しているのか、謝罪の気持ちがあるのか、出所後きちんと更生していけるのかを知らされることなく放置され、生涯苦しみ続けることにもなるのであり、不安であるとともにやりきれない気持ちになる。

したがって、犯罪被害者の刑事司法への信頼を取り戻すためには、これまでのように刑事司法への協力の側面ばかりを強調するのではなく、犯罪被害者を被害を受けた当事者として適正に取り扱うべきであり、これは、まさに国としての責務である。

このように国には犯罪被害者を支援する責務があるとともに、国は、国民に対し、犯罪被害者の

立場への理解を求め、犯罪被害者が地域社会の助力を受けながら犯罪のダメージから回復していくことができるようにしなければならない。

2 犯罪被害者のための施策の目的、理念、国の責務は何か

(1) 目的

犯罪被害者の権利を守り、犯罪被害者の被害の回復及び社会復帰を支援するとともに、犯罪被害者の刑事手続における地位を確かなものとするにより、社会秩序と公益の維持及び刑事司法への国民の信頼の確保を図り、もって国民が安心して安全な生活を送ることができる社会の実現に寄与すること

(2) 理念

犯罪被害者は、個人の尊厳が尊重され、その権利に基づき、被害の内容、程度、状況等に応じた適切な取扱いを受けることができる地位を有すること。ただし、国による犯罪被害者のための施策の実施は、加害者の民事責任及び刑事責任を減じるものではないこと

(3) 国の責務

国は、犯罪被害者が受けた被害の回復及び犯罪被害者の社会復帰を支援する責務を負い、犯罪被害者のための施策を実現するため、法制上及び財政上その他必要な措置を講じなければならないこと

第3 総合的施策及びこれを実現するための体制作り

1 総合的施策

(1) 刑事手続における犯罪被害者への情報開示および参加の実現

犯罪被害者保護二法により、これまで意見陳述、公判手続の傍聴への配慮、公判記録の閲覧謄写など、被害者に配慮した制度が整備されてきたが、依然として改善すべき問題点が残っている。

これまでは、刑事手続への協力の面ばかり強調され、犯罪被害者は尊厳ある主体としての十分な配慮を受けないでいた。犯罪被害者が被害を受けた当事者であることを明確にし、刑事手続における犯罪被害者の参加を実現し、刑事手続の中で被害者の意見をより反映していくことが必要である。

【具体策として考えられること】

- 犯罪被害者に対する加害者情報などに関する情報等の提供の拡充
 - ・ 起訴・不起訴の別
 - ・ 判決の内容
 - ・ 矯正施設内における処遇
 - ・ 仮釈放
 - ・ 帰住先
- 犯罪被害者の意見をより反映させるための刑事手続の見直し、など

(2) 被害回復のための経済的支援の拡充

犯罪被害者の経済的な損害を一刻も早く回復し、社会で自立して生活できる仕組みを整える必要があり、犯罪被害者給付金制度を拡充するとともに、様々な生活面（医療、年金、住居等）の支援を行っていく必要がある。

【具体策として考えられること】

- 犯罪被害者給付金制度の拡充（給付金の金額の増額、受給対象の拡大、支払いの迅速化）
- それまでの住居に居住することが困難になった犯罪被害者に対する公営住宅への優先的入居の確保
- 重い後遺症を負った犯罪被害者に対する医療の給付や年金の手当て

- 就職あっせん等生活の糧を得るための機会の提供、など

(3) 精神的支援策の充実

一般的なものとしては、医療機関・保健所において、精神保健相談、PTSD対策研修、研究事業が実施されているが、犯罪被害者に特化した精神的ケアの体制は確立していない。このため、犯罪被害者が専門的なケアを受ける体制を整備する必要がある。

【具体策として考えられること】

- 犯罪被害者への精神的支援の在り方及びPTSD等各種の心理的外傷についての調査研究等の推進、など

(4) 支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備

犯罪被害者には、被害発生直後から犯罪被害者が立ち直るまでの間、継ぎ目なく様々な支援が行われるべきであり、被害者の置かれた状況に応じて、息の長い支援が必要である。

また、広く全国どこでも十分な被害者支援を実施するためには、犯罪被害者支援を担当する捜査関係者や被害者支援員などを拡充するのみならず、例えば現在、加害者の改善更生の過程で被害者と接する機会がある全国約5万人の保護司の活用なども検討すべきである。

さらに、捜査機関等において被害者支援に携わる人々と民間被害者支援団体のボランティアとのネットワークを創り上げていく必要がある。

現状では犯罪被害者に対する配慮が十分とはいえない結果、担当者によって対応の仕方がまちまちであったり、組織間・担当者間の連携が円滑さを欠き、犯罪被害者にとって二次被害の原因ともなっている。被害直後の犯罪被害者に対する対応が犯罪のダメージからの回復の成否に極めて重大な影響を及ぼすため、細心の注意が求められる。

犯罪被害者への支援にあたっては、日本司法支援センターや日本弁護士連合会・弁護士会その他の関係機関とも連携しながら、犯罪被害者を支援する弁護士等の確保や、犯罪被害者に必要な情報を提供していく必要がある。

【具体策として考えられること】

- 警察庁及び検察庁その他の関係機関における犯罪被害者支援のための人的体制の整備
- 更生保護官署及び保護司の協働態勢による継続的な支援体制の整備
- 国と民間被害者支援団体との連携強化
- 捜査関係者、裁判関係者、被害者支援ボランティアへの研修
- 日本司法支援センターとの連携や日本弁護士連合会・弁護士会その他の関係機関の協力による犯罪被害者支援弁護士等の確保・情報提供等必要な援助の提供
- 犯罪被害者が安全で平穏な生活を確保できるための一時保護、など

2 基本的施策を実施、推進するための体制作り

(1) 一元的な推進体制

このように犯罪被害者のための総合的施策は、多岐にわたる内容を含んでいるため、複数の機関がかかわっていることが明らかになった。今後は、犯罪被害者のための総合的施策を一体化して推進していかなければならないが、これまでの各省庁における個別的な犯罪被害者のための施策の取り組みを見ても、総合的施策の推進をそれぞれの省庁に任せたままにしておくことはできない。

犯罪被害者のための総合的施策を実現するためには、省庁を超えた横断的な体制が必要である。しかも、総合的施策を着実に実現していくためには、それぞれの施策の実現について、進行状況を総合的に管理していく必要もある。したがって、総合的施策の実現のためには、省庁の縦割りにとらわれない横断的な体制を作り上げるべきである。

【具体的な体制として考えられるもの】

- 政府内に総合的な基本政策を実施、推進するための組織、有識者も参加する会議等を置く。
- この組織、会議等において、犯罪被害者対策の基本計画案を作成し、実施状況の監視や推進を行う。

(2) 人員及び関連予算の確保

これまで述べた犯罪被害者のための総合的施策を実施するためには、そのための人員及び関連予算の措置が必要であることは言うまでもない。

犯罪被害者のための総合的な施策は多くの省庁及び関係機関の施策の集合体であるが、省庁横断的な体制のもと、各省庁等において犯罪被害者のための施策を拡充し、また、新たな施策を打ち立てるにあたっては、それぞれの施策が十二分に行われるような予算措置が講ぜられるべきである。

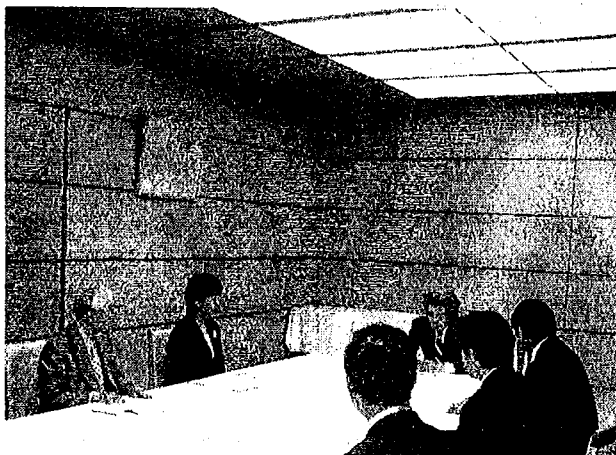
第4 犯罪被害者のための基本法の制定

私たちは、犯罪被害者のための基本法を制定し、犯罪被害者の権利を守り、支援する原則を明らかにした上、犯罪被害者のための施策の理念、総合的施策、施策を実施・推進していくための体制を含むグランドデザインを明らかにするとともに、基本法にのっとり、総合的施策の全体像を盛り込んだ基本計画を作成し、さらに、基本計画に従ってさまざまな施策を、期限を定めて着実に実行していく。

そのために、総合的施策の全体像を明らかにし、検討すべきテーマに優先順位をつけ、緊急かつ必要性が高いものから着手し、着実に実現していくため、進行の管理と施策の評価を行っていく必要がある。

現在、わが党の憲法調査会が犯罪被害者の権利の憲法上の位置づけについて議論を行っていることを受け、憲法調査会の動向も見定めながら、小委員会において、犯罪被害者の権利について検討を行っていく必要がある。

なお、今回の検討作業において抽出された対応策のうち、現行法制度の下で実施できるものについては、基本法の制定過程と併行して、迅速に実施していくことが必要である。



6月16日 小泉総理へ要望



6月15日 野沢法務大臣へ署名提出

訴訟参加制度案要綱を発表しました

当会は犯罪被害者の訴訟参加制度を研究してきましたが、このたび要綱ができあがり、7月8日に公表し、関係方面に提出いたしました。以下に、掲載いたします。

訴訟参加制度案要綱の公表にあたって

わが国の刑事司法は、犯罪被害者を刑事手続から排除して何の権利も与えず、その尊厳を置き去りにしてきた。

しかし、権利意識の向上した今日では、犯罪被害者を『証拠品』としてしか扱わない刑事司法に、犯罪被害者はもちろん一般国民も反発し、司法不信が高まっている。刑事司法は、公益のためだけでなく、犯罪被害者の利益のためにも存在するという、発想の転換が必要である。

全国犯罪被害者の会（あすの会）がおこなった「犯罪被害者のための刑事司法」「訴訟参加制度」「附帯私訴制度」を求める署名活動で、55万人を超える署名が集まったことが、これを物語っている。

当会では、かねてから訴訟参加制度および附帯私訴制度の導入に大きな関心を持ち、2002年には、ヨーロッパ調査団を結成してドイツ、フランスの実情調査をおこない、その結果を報告書に纏めた。その後も引き続き研究会を設置して研究を続けてきたが、ここに訴訟参加制度案要綱を策定したので公表する。

この要綱は、訴訟参加の仕組みを定めるもので、研究会にあらわれた議論の細部までは記載していない。

犯罪被害者の刑事司法上の権利の実現は、訴訟参加に尽きるものではなく、刑事司法全般にわたる問題であるが、訴訟参加制度はそのなかで特に重要な地位を占めており、1日も早い実現が望まれる。

当会が、この研究を委嘱したのは、京野哲也、山上俊夫、高橋正人、前川 晶、久保光太郎、白石美奈子、岡村 勲の各弁護士であるが、研究は上記弁護士だけでなく、諸澤英道先生をはじめとする前記ヨーロッパ調査団の方々、当会の幹事、会員から意見を出していただきながらおこなわれたものである。

多忙のなか、精力的に研究に参加してくださった委嘱弁護士ならびにご協力くださった皆様に心からお礼を申し上げる次第である。

なお、附帯私訴制度については、追って制度案要綱を策定する予定である。

2004年7月8日

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡村 勲

訴訟参加制度案要綱 趣旨説明

第1 （目的）

この制度は、犯罪被害者が当事者として刑事手続に参加することにより、犯罪被害者の権利と尊厳を守り、刑事手続の公正を図ることを目的とするものとする。

□ 趣旨説明

わが国の刑事司法は、犯罪を法秩序の違反者である被疑者、被告人とこれに対して刑罰権を行使する国家との関係としてのみから捉え、犯罪被害者を刑事手続から排除して何の権利も与えていない。

そのため、犯罪被害者は、事件の当事者であり最大の利害関係人であるにもかかわらず、捜査、裁判の単なる『証拠品』として扱われ、その尊厳は置き去りにされてきた。「捜査や公訴提起は、社会秩序維持という公益を図るためにおこなわれるもので、犯罪被害者の利益を目的とするものではなく、犯罪被害者は反射的利益を受けるにすぎない」という最高裁判決が端的にこれをあらわしている。いわゆる犯罪被害者保護2法も、この本質を変えるものではない。

近時国民の権利意識の向上に伴い、被害者を抜きにして裁判をおこない、その結果だけを一方的に押しつける司法に対する反発、不信が、犯罪被害者のみならず国民の間で高まってきた。刑事司法は公益のためだけではなく、犯罪被害者の利益のためにも存在しなければならない。

被害者が、事件の真相を知り、名誉と失われた尊厳を回復し、適正な刑罰の実現と、公正な裁判を求めて刑事司法に参加することは当然の権利であるといわなければならない。

そこで、犯罪被害者が当事者として刑事手続に参加し、被告人と同様の権利を行使し、更に検察官から独立して訴因を設定できるようにするため、この要綱を策定した。

訴訟参加は適正手続の保障のためにも必要である。

当事者主義構造をとる刑事手続のもとでは、被害者は訴訟に参加できないという見解がある。しかし、当事者主義は主張及び立証を当事者がおこなうのであるが、その当事者が国（検察官）と被告人に限られなければならない理由はない。被害者がもう一人の当事者として訴訟に参加することは可能であり、これをもって当事者主義でなくなるということとはできない。被害者が参加しても審判対象の基本的事実が変わらないから、被告人の防御権に制約を加えることにはならないからである。

また、被害者の参加によって手続が混乱し、応報的になり、厳罰化するとの批判が当たらないことは、ドイツ、フランスその他で立証済みである。

さらに、被告人だけでなく、被害者の声に耳を傾けることは、真実の発見にも役立つのである。

第2 （訴訟参加）

- 1 長期5年以上の刑に当たる犯罪により、生命、身体に害を受けた被害者、又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合において当該被害者と一定の親族関係にある者（以下「被害者等」という。）は、訴訟参加人として刑事手続に参加することができるものとする。
- 2 前項の親族関係にある者は次のとおりとする。
 - ① 被害者の配偶者及び2親等内の血族
 - ② 被害者の配偶者及び2親等内の血族が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合においては、被害者の1親等内の姻族
 - ③ 被害者が未成年者の場合においては、その法定代理人

□ 趣旨説明

〔第1項について〕

訴訟参加は、裁判所に対する申立てによっておこなうものとし、申立人の資格を定めたものである。これをあまりに広げると煩雑になり、狭めすぎると被害者等の願いを不当に制限することになる。

ドイツでは罪名によって参加資格を決めている。しかし、この要綱は、生命、身体を傷つけられた者が最も刑事裁判に強い関心を持つことを考慮し、長期5年以上の刑に当たる犯罪の被害者等に参加申立資格を与えることとした。

刑法のなかから長期5年以上の刑に当たる罪名をあげれば、別紙（訴訟参加を認める罪名）のようになる。しかし、例えば加重逃走、逃走援助の罪は国家法益に関する罪であり、暴行、脅迫を受

けた公務員が訴訟参加する必要があるのかという議論や、同意堕胎致死傷、業務上堕胎、業務上堕胎致死傷、同意殺人などは被害者の承諾があるので、参加の必要があるかなどの議論が出た。後者の議論に関しては、同意の有無が問題となるので、訴訟参加を認める必要があるという意見があった。

特別法のなかにも参加資格のある罪名があることは当然である。

[第2項について]

参加申立ては被害者がするのが原則であるが、被害者が死亡した場合や心身に重大な故障（意識不明や高度脳機能障害など）がある場合は、配偶者及び2親等内の血族（両親、祖父母、子供、孫、兄弟）や1親等内の姻族（配偶者の両親）まで範囲を広げることとした。親族間の心情を考慮したものである。

第3 （訴訟参加申立ての時期）

訴訟参加申立ての時期は、公訴提起後判決確定の前までとする。

□ 趣旨説明

訴訟参加申立ての時期を明確にしたものである。

公訴提起後、判決確定の前ならいつでも申立てをすることができることにした。

第4 （訴訟参加の裁判）

- 1 裁判所は、訴訟参加の申立てがあったときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、参加により訴訟が著しく遅延するなど正当な理由がある場合を除いて、速やかに参加を許可する決定をするものとする。
- 2 訴訟参加の申立人が著しく多数にわたるときは、代表者選定等の条件を付することができるものとする。
- 3 訴訟参加の申立てが、第1回公判期日前におこなわれたときは事件の係属していない裁判所が、第1回公判期日後におこなわれたときは事件の係属している裁判所が、決定をおこなうものとする。
- 4 訴訟参加を許可しない決定には、理由を付するものとする。
- 5 訴訟参加申立人は、参加を許可しない決定に対して、不服を申し立てることができるものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

訴訟参加の申立てがあったとき、参加資格の有無、範囲を調査する必要がある。そこで訴訟参加は、申立てだけでは足りず、裁判所の許可にかからしめることとしたのである。

しかし、訴訟参加は被害者等の権利であるから、参加申立てがあったときは、裁判所は第2記載の形式的要件を備えている限り、速やかに許可しなければならないと定めた。

ただし、参加によって訴訟が著しく遅延したり、参加人が暴力団関係者等であって被告人が畏怖して防御権を行使できなくなるおそれがあるなど正当な理由があるときは、許可しないことができるようにした。

[第2項について]

被告人が多数いて、訴訟参加申立人も多数になる場合であっても、参加を拒否することはできない。しかし、審理に支障をきたすほど訴訟参加人が多数になるような場合は、代表者の選定等の条件を付することができるものとした。

[第3項について]

予断排除の原則、起訴状一本主義（刑事訴訟法256条6項）との調和の観点から、第1回公判期日前に参加申立てがあったときは、事件を審理する裁判所（係属裁判所）以外の裁判所が裁判を

おこない、第1回公判期日後に申立てがあったときは、係属裁判所が裁判をおこなうこととした。

〔第4項について〕

参加を許可しない決定は、正当な理由がある場合にのみ例外的に許されるのだから、安易な不許可の決定を防ぐため、訴訟参加を許可しない決定には理由を書かなければならないこととした。理由は抽象的ではなく具体的に書き、訴訟参加申立人を納得させるものでなければならない。

〔第5項について〕

参加を許可しない決定に対しては、訴訟参加申立人は不服申立てができることとした。不服申立てを認めても刑事手続が停止するわけではないから、被告人の迅速な裁判を受ける権利を阻害することにはならない。

第5 (期日指定)

裁判所は、準備手続及び公判期日を決定するに当たっては、訴訟参加人の意見を聞くものとする。

□ 趣旨説明

期日の指定は裁判所の裁量に属する(刑事訴訟法273条、276条)。しかし、訴訟参加人が出席できない期日を指定されては、参加の意味がなくなるので、期日指定にあたっては、裁判所は訴訟参加人の意見を聞かなければならないこととした。

第6 (在廷)

- 1 訴訟参加人は、準備手続に出席し、公判廷に在廷することができるものとする。
- 2 訴訟参加人は、第7により訴因を設定したときは、在廷しなければならないものとする。

□ 趣旨説明

〔第1項について〕

法廷に複数の証人がいる場合、ある証人が尋問されているときは、後に尋問予定がある他の証人は退廷していなければならないことになっている(刑事訴訟規則123条2項)。しかし、訴訟参加人は当事者であるから、常に在廷する権利があるものとした。

しかし、在廷の義務はない。

〔第2項について〕

訴訟参加人が第7により検察官から独立して訴因を設定した場合は、訴訟参加人がその訴因の審理に関しては前面に出るので、この場合には在廷する義務があるものとした。この場合、訴訟参加人が在廷しなければ、訴訟参加人が設定した訴因について審理することができない。ただし、検察官が設定した訴因については、訴訟参加人が在廷しなくても審理することができることはいうまでもない。

第7 (訴因設定及び冒頭陳述)

- 1 訴訟参加人は、裁判所の許可を得て、公訴事実の同一性の範囲内で、検察官から独立して訴因を設定することができるものとする。この場合においては、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞くものとする。
- 2 訴因の設定を許可しない決定には、理由を付するものとする。
- 3 訴訟参加人は、訴因の設定を許可しない決定に対して、不服を申し立てることができるものとする。
- 4 訴因を設定した訴訟参加人は、証拠調べのはじめに冒頭陳述をおこなうものとする。

□ 趣旨説明

〔第1項について〕

本来、殺人で起訴すべき事案で、またそれが可能であったのに、検察官が傷害致死で起訴し、被

害者等は口惜しい思いをすることがある。このような場合、訴訟参加人は裁判所の許可を得て殺人の訴因を設定できることにした。

ところで、訴訟参加人に訴因設定権を認めることは、検察官の起訴独占主義をとる現行法の建前と衝突するという批判がある。しかし、検察審査会の起訴相当の議決に法的拘束力が認められる法案が通る見通しであることからわかるように、検察官の起訴独占は絶対不可侵のものではなく、検察官にどこまで起訴権限を与えるかは立法政策の問題である。ただ、訴訟参加人に訴因設定権を認めるにしても慎重を期する必要があるので、裁判所の許可にかからしめることとした。

新訴因が設定されると、その訴因については訴訟参加人が主体的に訴訟を迫行することになる。

また、広範に訴因設定権を認めると、被告人の防御の目標が広がることになり、被告人の防御権を害することが危惧される。そこで、訴因設定権を認めるとしても、検察官の設定した訴因と、公訴事実の同一性のある範囲内においてのみ可能とした。ここで、公訴事実の同一性とは、基本的事実関係が一致している場合を指す。従って、訴訟参加人に訴因設定権を認めても、被告人の防御権が害されたり、訴訟がいたずらに遅延するおそれはない。

訴訟参加人の訴因と検察官の訴因とは併存し、一方が認められるときは他方は認められないという関係に立つことになる。

[第2項について]

裁判所の恣意的な不許可の裁判を防止するため、裁判所が訴訟参加人の訴因設定を許可しないときは、理由を付さなければならないものとした。その理由は訴訟参加人が納得しうる具体的なものでなければならない。

[第3項について]

訴因設定を許可しない決定に対して、不服申立ての途を開いたものである。

[第4項について]

訴訟参加人が検察官から独立して訴因を設定した以上は、今後どのような事実を証拠で証明するかという立証の大綱を訴訟参加人が示す必要があるので、証拠調べの始めに冒頭陳述をおこなわなければならないものとした。

第8 (証拠調べの順序及び範囲)

裁判所は、検察官、訴訟参加人、被告人又は弁護人の意見を聞いて、証拠調べの範囲、順序及び方法を定め、又は変更することができるものとする。

□ 趣旨説明

証拠調べの範囲、順序及び方法は、実質的な訴訟活動の要となるものであるから、訴訟参加人の意向を反映させるようにしなければならない。訴訟参加人が訴因を設定したときはなおさらである。

従って、訴訟参加人も証拠調べの範囲、順序及び方法について意見を述べるができるものとした。

第9 (公判記録及び検察官の手持ち証拠に対する閲覧及び謄写)

- 1 訴訟参加人は、公判記録及び検察官の手持ち証拠について、閲覧、謄写することができるものとする。
- 2 検察官の手持ち証拠の閲覧、謄写は、弁護士を介しておこなうものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

いわゆる犯罪被害者保護法(3条)によって被害者等に対して公判記録の閲覧、謄写を認める制度ができた。しかし、これは損害賠償請求のためその他正当の理由がある場合で、犯罪の性質、審理の状況、その他の事情を考慮して相当と認めるときにだけ許可されることになっており、要件が厳しい。訴訟参加人は当事者として訴訟迫行に参加するのだから、無条件に公判記録の閲覧、謄写

ができなければならない。

検察官の手持ち証拠についても、真相究明のために参加人は閲覧、謄写できるようにする必要がある。

検察官は、手持ち証拠について、事案の解明、真相の究明には不要であると考えて法廷に提出しないこともあるが、事件の当事者である訴訟参加人の目から見ると、重要な証拠であると評価される場合がある。証拠の評価について検察官だけでなく当事者にもこれをおこなわせることによって、多角的な視座からの評価が可能となり、真実発見の見地からも有益である。

特に、訴訟参加人が訴因を設定したときは、検察官の手持ち証拠を見ることの必要性が高まる。

〔第2項について〕

上述の通り、検察官の手持ち証拠を訴訟参加人が知ることは必要であるが、他面、関係者のプライバシー保護その他の関係から、被害者等が直接閲覧、謄写することには問題がある場合もある。そこで被害者等がこの権利を行使するには、弁護士を介しておこなうものとした。

弁護士は、訴訟参加人に知らせることにより著しい弊害があると判断したときは、訴訟参加人に知らせないというクッション的役割も期待される。

第10 (証拠調への請求)

- 1 訴訟参加人は、証拠調べを請求することができるものとする。
- 2 検察官又は訴訟参加人が申請した書面又は供述に対しては、被告人が同意権を有し、被告人が申請した書面又は供述に対しては、検察官が設定した訴因に関するときは検察官が、訴訟参加人が設定した訴因に関するときは訴訟参加人が、それぞれ同意権を有するものとする。

□ 趣旨説明

〔第1項について〕

刑事訴訟が証拠裁判主義をとる以上、いかなる証拠を提出するかは訴訟の命運を左右する。被告人には、憲法37条2項により「すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する」と定められているが、訴訟参加人も被告人と同様に当事者である以上、自ら訴因を設定するか否かにかかわらず、被告人と同様の証拠調請求権を持つこととした。

〔第2項について〕

書面や伝聞供述の場合、反対尋問に晒されていないのでそれだけでは証拠能力をもたないが、相手方当事者が同意すれば反対尋問権を放棄したことになるから、例外的に証拠能力が認められることになる(刑事訴訟法326条)。

この同意権を誰に付与するかについては様々な組み合わせが考えられるが、最も簡明な方法として、①検察官が申請した書面又は検察官が申請した証人が法廷で述べた伝聞供述については、被告人だけが同意権を有し、訴訟参加人は同意権を有しないものとし、②訴訟参加人が申請した書面又は訴訟参加人が申請した証人が法廷で述べた伝聞供述については、被告人だけが同意権を有し、検察官は同意権を有しないものとし、③被告人が申請した書面又は被告人が申請した証人が法廷で述べた伝聞供述については、それが検察官設定の訴因に関わる場合は検察官だけが、訴訟参加人が設定した訴因に関わる場合は訴訟参加人だけが、それぞれ同意権を有するものとして、手続が混乱しないようにした。

第11 (異議の申立て)

- 1 訴訟参加人は、証拠調べに関して異議を申し立てることができるものとする。
- 2 訴訟参加人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができるものとする。

□ 趣旨説明

〔第1項について〕

刑事訴訟法309条1項と同様の規定である。裁判長の証拠決定、尋問の制限などの処分について、訴訟参加人は、被告人、検察官と同様に異議申立権をもつことにした。訴訟参加人が当事者である以上、当然の規定である。証拠請求が却下されたときなど、直ちに異議の申立てができることになる。

〔第2項について〕

これも刑事訴訟法309条2項と同様の規定である。

裁判長の訴訟指揮、法廷警察権の発動について、訴訟参加人の意向を反映させることができるようにした。

第12 (尋問及び質問)

- 1 訴訟参加人は、証人、鑑定人に尋問し、被告人に質問することができるものとする。
- 2 被告人は、訴訟参加人に質問することができるものとする。

□ 趣旨説明

〔第1項について〕

証人、鑑定人、被告人に対して訴訟参加人が直接、尋問し、質問する権利を保障したものであり、従来から被害者等が強く求めてきた権利の一つである。

また、被害者等は事件を自ら体験した者であるから、被害者等でなければ追及できない視点があることも否定できない。被告人の弁解、証人の証言、鑑定人の意見に対して、直ちに、その場で反論したり、チェックするために尋問、質問をおこなうことは、真実発見のためにも有益である。

〔第2項について〕

訴訟参加人だけが被告人に質問し、被告人が訴訟参加人に質問できないとすると、公平を欠く。そこで被告人も訴訟参加人に対して質問できるようにした。

第13 (宣誓免除)

裁判所は、訴訟参加人に対する質問について、宣誓を免除することができるものとする。

□ 趣旨説明

証人は証言するとき宣誓させられるが(刑事訴訟法154条)、訴訟参加人は当事者であり証人ではない。そこで訴訟参加人質問のときは、宣誓を免除できるものとした。

第14 (忌避)

訴訟参加人は、不公平な裁判をする虞のある裁判官を忌避することができるものとする。

□ 趣旨説明

不公平な裁判をするおそれのある裁判官を、別の裁判官に交代させることである。刑事訴訟法上、検察官、被告人にも同様の権利がある(刑事訴訟法21条)。

第15 (意見陳述)

訴訟参加人は、証拠調べが終わった後に、事実の整理、証拠の評価、法律の適用及び心情その他について意見を陳述することができるものとする。

□ 趣旨説明

刑事訴訟法292条の2の意見陳述制度ではカバーできない権利を定めたものである。現行の意見陳述は、被害感情を訴える場であり、しかも権利ではなく裁判所の裁量により認められている。

これに対し、ここでいう意見陳述は検察官の意見陳述権(刑事訴訟法293条1項)と同様の性

質を有する権利であり、被害感情の訴えはもとより、事実の整理、証拠に対する評価、法律解釈についての見解（論告）、求刑意見も含まれる。

第16 （判決）

裁判所は、判決において訴訟参加人が設定した訴因を排斥する場合は、その理由を示すものとする。

□ 趣旨説明

訴訟参加人が設定した訴因を排斥する判決には、きちんとその理由を示さなければならないものとした。

理由は訴訟参加人を納得させるよう、具体的に書かなければならない。

第17 （上訴）

- 1 訴訟参加人は、無罪判決に対して、上訴することができるものとする。
- 2 訴訟参加人は、訴訟参加人が設定した訴因の判決に対して、上訴することができるものとする。

□ 趣旨説明

〔第1項について〕

検察官が設定した訴因に関する判決について、無罪判決があっても検察官が上訴しない場合に、訴訟参加人はどうすればよいか。検察審査会に持ちこんで上訴相当の結論を得た後、訴訟参加人が上訴する制度を設けるという案も出たが、それでは2週間の上訴期間に間に合わない。裁判所の上訴許可をとってから上訴するといっても、無罪判決を出した裁判所が上訴許可をしないであろう。そこで、訴訟参加人が直接上訴する制度を創設することにした。

被害者等が判決に対して不満をもつ最大のものは量刑不当であるが、そこまで訴訟参加人に上訴権を認めるのは、上訴範囲を拡大し過ぎることになるので、ドイツ法にならい無罪判決に限定した。

〔第2項について〕

訴訟参加人が検察官から独立して訴因を設定したときは、上訴する理由を無罪判決の場合に限定する必要はないので、事実誤認のみならず、量刑不当を理由としても上訴できるものとした。

第18 （補佐人）

- 1 訴訟参加人は、弁護士を補佐人として選任することができるものとする。
- 2 訴訟参加人が、経済的事情その他の理由により補佐人を選任できないときは、国費で補佐人を選任することができるものとする。

□ 趣旨説明

〔第1項について〕

被害者等は、法律については素人であるから、法律の専門家の支援が得られなければ、訴訟参加しても活動するには實際上困難を伴う。そこで弁護士を補佐人として選任することができることにした。弁護士が付いていれば検察官との協議、意見交換もスムーズにおこなわれるだろう。

弁護士補佐人を強制する案も有力だったが、我が国では、弁護士強制主義をとる法制がないので、現在の案としては任意的選任制とした。

〔第2項について〕

上述のとおり、弁護士を補佐人とする要請は極めて高いので、極力これに応じなければならない。そこで、訴訟参加人が弁護士を依頼したくても、経済的理由その他の理由により弁護士補佐人を選任できないときは、被告人と同様、国費により選任することができるようにした。

別紙 (訴訟参加を認める罪名)

条文	罪名	未遂処罰規定	法定刑
98	加重逃走	あり (102)	3月～5年
100Ⅱ	逃走援助		3月～5年
118Ⅱ	ガス漏出等致死傷		(1月～3年) と (1月～10年) (2年～15年) のうちの重い方
124Ⅱ	往来妨害致死傷		(1月～2年) と (1月～10年) (2年～15年) のうちの重い方
126Ⅲ	汽車転覆等致死		死刑・無期
145	浄水汚染等致死傷		(1月～6月) (6月～7年) (3年 ～15年) と (1月～10年) (2年 ～15年) のうちの重い方
146	水道毒物等混入致死		死刑・無期・5年～15年
176	強制わいせつ	あり (179)	6月～7年
177	強姦		2年～15年
178	準強制わいせつ及び準強姦		(6月～7年) か (2年～15年)
181	強制わいせつ等致死傷		無期・3年～15年
194	特別公務員職権濫用		6月～10年
195	特別公務員暴行陵虐		1月～7年
196	特別公務員職権濫用等致死傷		(6月～10年) (1月～7年) と (1月～10年) (2年～15年) の うちの重い方
199	殺人	あり (203)	死刑・無期・3年～15年
202	自殺関与及び同意殺人		6月～7年
204	傷害		1月～10年・罰金
205	傷害致死		2年～15年
208の2	危険運転致傷		1月～10年
208の2	危険運転致死		1年～15年
211Ⅰ	業務上過失致死傷等		1月～5年・罰金
213	同意堕胎致死傷		3月～5年
214	業務上堕胎		3月～5年

214	業務上墮胎致死傷		6月～7年
215 I	不同意墮胎	あり (215 II)	6月～7年
216	不同意墮胎致死傷		(6月～7年) と (1月～10年) (2年～15年) のうちの重い方
218	保護責任者遺棄等		3月～5年
219	遺棄等致死傷		(3月～5年) と (1月～10年) (2年～15年) のうちの重い方
220	逮捕及び監禁		3月～5年
221	逮捕等致死傷		(3月～5年) と (1月～10年) (2年～15年) のうちの重い方
224	未成年者略取及び誘拐	あり (228)	3月～5年
225	営利目的等略取及び誘拐		1年～10年
225の2 I	身の代金目的略取等		3年～15年
225の2 II	身の代金目的略取等		3年～15年
226 I	国外移送目的略取等	あり (228)	2年～15年
226 II	国外移送目的略取等		2年～15年
227 I	被略取者收受等		3月～5年
227 II	被略取者收受等		1年～10年
227 III	被略取者收受等		6月～7年
227 IV	被略取者收受等	前段の罪について あり (228)	2年～15年
236	強盗	あり (243)	5年～15年
238	事後強盗		5年～15年
239	昏酔強盗		5年～15年
240	強盗致傷・強盗傷害		無期・7年～15年
240	強盗致死・強盗殺人		死刑・無期
241	強盗強姦		無期・7年～15年
241	強盗強姦致死		死刑・無期
260	建造物等損壊致死傷		(1月～5年) と (1月～10年) (2年～15年) のうちの重い方